

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

公 告	ページ	公 安 委 員 会	
○京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書の概要等 (環境管理課)	577	○警備員指導教育責任者講習の実施	579
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 (南丹広域振興局)	578	○警備業法に基づく検定の実施	581
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	579	○一般競争入札の実施	582

公 告

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があったが、その概要は、次の1のとおりであり、環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）は、次の2のとおりである。

なお、条例第18条第1項の規定により、準備書及び準備書要約書の写しを次の3のとおり縦覧に供する。

おって、準備書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、次の4のとおり意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年8月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 準備書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社市民風力発電

代表者 代表取締役 鈴木 亨

所在地 札幌市中央区北5条西2丁目5番地 JRタワーオフィスプラザさっぽろ20階

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 (仮称)太鼓山ウインドファーム

種 類 風力発電所の設置の工事業

規 模 最大出力7,490キロワット（出力2,000～3,200キロワットの風車を3～4基設置。ただし、各風車の合計出力が7,490キロワットを超える場合は、連系点で7,490キロワットを超えないよう出力制御を行う。）

(3) 対象事業が実施されるべき区域

与謝郡伊根町字野村地内及び京丹後市弥栄町野中地内ほか

2 関係地域

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲9.3キロメートルの範囲

3 準備書及び準備書要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府府民環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
〃 丹後保健所環境衛生課	京丹後市峰山町丹波855		
宮津市役所本館1階情報公開コーナー	宮津市字柳縄手345の1		
京丹後市役所本庁舎(峰山庁舎)1階生活環境課	京丹後市峰山町杉谷889		午前8時30分から午後5時15分まで
〃 丹後庁舎1階ホール	〃 丹後町間人1780		
〃 弥栄庁舎1階	〃 弥栄町溝谷3464		
伊根町役場	与謝郡伊根町字日出651		午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
〃 老人福祉センター	〃 〃 字泊1		
伊根町立本庄地区公民館	〃 〃 字本庄浜113の1		
〃 筒川文化センター	〃 〃 字本坂279		

4 意見書の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和2年9月28日(月)まで

(2) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府府民環境部環境管理課指導係

(3) 提出の際の注意事項

ア 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(イ) 意見書の提出の対象である対象事業の名称

(ウ) 準備書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

イ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

(4) その他

意見書の提出は、書面により行うほか、京都府・市町村共同電子申請システム(<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto/navi/index.html>)により行うことができる。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京丹波町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年8月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

船井郡丹波町須知字藤ノ森4番地
西浦 智機

京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地の1
井崎 澄江

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和2年京都府告示第349号による。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和2年8月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第560号	令 2. 8. 3	京都府乙 訓土木事 務所	乙訓郡大山 崎町字円明 寺小字横林 6の1	m 35.8	最小 m 6.0 最大 7.0

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第109号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年8月14日

京都府公安委員会

委員長 渡 部 隆 夫

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）	新規取得講習	令和2年10月6日（火）から令和2年10月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後5時まで）の6日間	10人
	追加取得講習	令和2年10月9日（金）から令和2年10月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後5時まで）の3日間	おおむね5人

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）	新規取得講習	令和2年10月6日（火）から令和2年10月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の最終日は、午後0時55分）から午後5時まで）の6日間	10人
	追加取得講習	令和2年10月9日（金）から令和2年10月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の初日及び最終日は、午後0時55分）から午後5時まで）の3日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

(ア) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

イ 追加取得講習

受講申込時において、3号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものに限る。

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

受講申込時において、4号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和2年9月7日（月）から令和2年9月9日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の区分及び種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和2年9月11日（金）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和2年9月16日（水）から令和2年9月18日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以

内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3号警備業務に係る講習を受けようとする者にあつては、3の(1)のアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3の(1)のアの(ア)に該当する者

3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「3号警備業務の従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)のアの(イ)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のアの(ウ)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び3号警備業務の従事証明書 各1通

d 3の(1)のアの(エ)に該当する者

旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のアの(オ)に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び3号警備業務の従事証明書 各1通

(ウ) 4号警備業務に係る講習を受けようとする者にあつては、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る証明書及び履歴書 各1通

(エ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、受けようとする警備業務の区分以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(オ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 3号警備業務

(ア) 新規取得講習 38,000円

(イ) 追加取得講習 14,000円

イ 4号警備業務

(ア) 新規取得講習 34,000円

(イ) 追加取得講習 10,000円

(2) 納付方法

京都府収入証紙により、講習初日の受付の際に納付すること。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78番地 京都経済センター 4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）



京都府公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年8月14日

京都府公安委員会
委員長 渡 部 隆 夫

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和2年11月16日（月）	午前9時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和2年12月5日（土）		京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
雑踏警備業務2級	学科試験	令和2年11月16日（月）	午後1時から午後3時まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和2年12月5日（土）		京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合に

おける応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

各20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和2年10月14日（水）から令和2年10月16日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和2年10月26日（月）から令和2年10月28日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

- a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通
- b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真（検定申請書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (イ) 4の(2)として申請する場合
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

- (1) 学科試験
受検票及び筆記具を持参すること。
- (2) 実技試験
筆記具及び運動靴を持参すること。
なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

- (1) 交通誘導警備業務2級
14,000円
- (2) 雑踏警備業務2級
13,000円

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和2年8月14日

京都府警察本部長 上野 正史

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都府警察LANシステム機器の一部更新に係る賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和3年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2256
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和2年8月14日（金）から令和2年9月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index/html）からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入

札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和2年8月14日（金）から令和2年8月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和2年9月28日（月）午後2時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部1階入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和2年9月25日（金）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西

入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定め

るもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract for Partial update of LAN system equipment for Kyoto Prefectural Police, 1 set
- (2) The time, date and place for tender
2:00 PM Mon., 28, September, 2020
Tender room on the first floor of Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (3) Time-limit for tender by mail
Fri., 25, September, 2020
- (4) The time, date and place for the opening of tender
2:00 PM Mon., 28, September, 2020
Tender room on the first floor of Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2256